

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 檀原園

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人檀原園定款（以下「定款」という。）第22条の規定により、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員報酬は、これを支給しない。ただし、特定の資格を有することにより監事に選任され、その職務を遂行する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により報酬を支給する場合は、年額により支給するものとし、その額は40,000円とする。

(費用弁償)

第3条 役員がその職務のため旅行したときは、社会福祉法人檀原園旅費規定第1条及び第2条により、旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

2 役員がその職務を行うため理事会に出席した場合であっても、その費用は支弁しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 第2条第2項に規定する報酬は、毎年3月において理事長が定める日にその年度分を支給する。

2 報酬は、新たに第2条第1項ただし書きに規定する監事として選任された者に対してはその就任の日から、任期満了、辞任、解任又は死亡（以下「任期満了」という。）によりその職を離れたものに対してはその任期満了の日までこれを支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、年度の初日から支給するとき以外のとき、又は年度の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その期間の現日数をきそとして日割りによって計算する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 報酬及び費用弁償は、本人から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(公表)

第5条 理事長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の1項第2

号の規定により、役員に対する報酬等の支給の基準として、この規程を公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が決める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

理由 社会福祉法の改正に伴う榎原園の定款の変更により、定款変更にかかる榎原市長の認可があることを条件として、役員の報酬及び費用弁償について必要となる事項を定めるもの

評議員選任・解任委員会の運営に関する規程の制定の概要

制定理由

社会福祉法改正に伴う本法人の定款の変更により、評議員選任・解任については、評議員選任・解任委員会を設置し、この委員会において行うこととしているため、定款変更にかかる檀原市長の認可があることを条件として、その運営について必要となる事項を定めるもの

主な内容

委員会の構成等

- 任 務 評議員の選任・解任（理事会からの提案による）
- 構 成 監事1名、事務局員1名、外部委員1名の委員3名
- 選 任 理事会において委員を選任
- 委員長 委員の中から選出
- 任 期 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の者に関する定時評議員会の終了の時まで
- 報 酬 無報酬
- 議事録 10年間保存

施行日

告示の日（定款健康に関する檀原市長の認可があった日以後）